

○沖縄県警察シンボalmasコット及び沖縄県警察シンボルマークの制定に関する訓令

(平成4年5月15日沖縄県警察本部訓令第16号)

改正 平成10年11月13日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察シンボalmasコット(以下「シンボalmasコット」という。)及び沖縄県警察シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の制定に関し、必要な事項を定める。

(シンボalmasコット)

第2条 シンボalmasコットの図柄及び主旨は、別添1のとおりとする。

2 シンボalmasコットの愛称は、「シーサー君」とする。

(シンボルマーク)

第3条 シンボルマークの図柄及び主旨は、別添2のとおりとする。

(商標権)

第4条 シンボalmasコット及びシンボルマーク(以下「シンボalmasコット等」という。)の商標登録をする場合は、財団法人沖縄県警察共助会が行うものとする。

(使用承認等)

第5条 シンボalmasコット等の使用承認等に関する事務は、シンボalmasコットについては厚生課において、シンボルマークについては警務課において処理するものとする。

(使用手続き)

第6条 シンボalmasコット等は、厚生課長又は警務課長の承認を得て使用するものとする。ただし、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が報道のため使用する場合は、この限りではない。

2 シンボalmasコット等の使用手続き、使用料、その他使用に関することについては、厚生課長又は警務課長の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成4年5月15日から施行する。

附 則(平成10年11月13日訓令第24号)

この訓令は、平成10年11月13日から施行する。

別添1(第2条関係)

シンボalmasコットの図柄及び主旨

[別紙参照]

別添2(第3条関係)

沖縄県警察シンボルマーク

[別紙参照]